

令和6年度 第13回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和7年 3月25日（火）			
開 催 場 所	役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和7年 3月25日 午後 1時 28分 開 会			
	令和7年 3月25日 午後 2時 31分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	8 番	米須 清和
	4 番	喜屋武 和徳		
欠 席 委 員 番 号	7 番	平安山 良也		
議 事 録 署 名 委 員	3 番	宮嶋 扶喜子	4 番	喜屋武 和徳

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第13回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 7番 平安山 良也（へんざん よしや）委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名し

	たいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香(たいら りんか)さん、議事録署名委員には、3番 宮嶋 扶喜子(みやじま ふきこ)委員、4番 喜屋武 和徳(きやん かずのり)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 利用権設定農地の合意解約について 報告3 農地貸付希望のお知らせについて 報告4 全国農業新聞について 以上です。
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第59号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第60号 非農地証明願いについて 議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第63号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について

	議案第 64 号 職員の任免について 以上です。 本日の提案された議案第 58 号から第 64 号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが 9 件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 33 分 再開 午後 1 時 58 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 5 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、150 日以上従事する新規就農者で、令和 7 年 3 月

		17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議	長	続いて、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番については、150日以上従事する新規就農者で、令和7年3月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第59号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは、私のほうから議案第59号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 6ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 7ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が4名、利用権の設定等をする者、貸付人が5名です。 設定筆数は計6筆、合計面積24,753㎡。賃貸借が3筆、使用貸借が3筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。

		続いて、8ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人1名、譲渡人1名、所有権移転3筆、合計面積2,507㎡、すべて売買となっております。こちらも詳細についてはお目通し下さい。 事務局としましては、所有権移転関係整理番号1番を除き、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。所有権移転関係整理番号1番については、農振法・農地法の手続きがされないまま農業用倉庫等が建設されているため、是正が必要な状況です。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委	員	所有権移転関係整理番号1番について、通すのは難しいんじゃない？前例があるから。是正した上で認めるべきだと思います。
議	長	議案第59号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係整理番号1番については、多数決で採決を取りたいと思います。可決という方は挙手をお願いします。
		挙手 可決 0人 ・ 否決 6人
議	長	議案第59号「農用地利用集積計画の意見決定について」所有権移転関係整理番号1番は否決、他案件については可決ということで異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第59号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、利用権設定等関係及び所有権移転関係整理番号2番及び3番については可決決定、所有権移転関係整理番号1番については否決といたします。 続きまして、議案第60号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは私のほうから議案第 6 0 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 9 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 6 0 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 0 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 0 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」本件に係る面接を行った委員から報

	告をお願いします。
委 員	議案第 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」令和 7 年 3 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 6 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 6 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の議案書 1 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 6 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 6 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について令和7年3月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から4番についてを議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から4番について説明いたします。 お手元の議案書 11ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から4番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番から4番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今、事務局から説明がありました議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について令和7年3月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号5番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第63号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第63号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」説明いたします。 お手元の議案書 12ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ・議案第63号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)」について」内容説明) 以上です。
議 長	ただ今、説明がありました、本件について、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)

議 長	議案第 6 3 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定(案)について」 異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 3 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定(案)について」 は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 6 4 号「職員の任免について」を議題としま す。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 6 4 号「職員の任免について」説明い たします。 お手元の議案書 1 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて内容を説明) 以上です。
議 長	議案第 6 4 号「職員の任免について」承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 4 号「職員の任免について」は、異議なしと認め承認いたし ます。

[illegible]